

中部大学無線部規約

制定 1964（昭和 39）年 4 月 1 日

（各称）

第1条 本団体は「中部大学無線部」と称する。

（目的）

第2条 本会は営利を目的としないでアマチュア無線の健全なる発達を図り会員相互の友好を増進し併せて無線科学の向上と発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第4条 第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の開設及び運用
- (2) アマチュア無線に関する資料の収集
- (3) アマチュア無線に関する調査研究
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」と言う。）として組織する。

（役員）

第6条 本団体は、部長、副部長及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第7条 無線部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第8条 部員は活動のために、部費は納める物とする。金額は別に定める。

第9条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第10条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第11条 退部を希望する者は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第8条において、部長は退部を希望する部員に対して速やかに手続きを行うものとする。
また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約その他の変更)

第13条 規約その他の変更は、役員会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第14条 無線部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不足の事態が発生した場合、人命救助を優先する。

(罰則等)

第15条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第8条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体が定める活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に反し、又は本学生としての本文に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第16条 本団体に規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1964年4月1日から施行される。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行される。